

2018, 06, 29

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部
貿易審査課 ご担当者様

「弊社技術の輸出についての確認内容」
(04月20日、05月25日、06月20日の内容含む)

グローバルフレンドシップ株式会社
代表取締役社長 保倉 豊
(秘密分散法コンソーシアム 幹事)

1、貴省と弊社との意見交換等の経緯

1999 年より弊社は自社開発した秘密分散技術(電子割符)を市場供給しており、市場への当該技術供給開始前後から貴省情報経済課様やセキュリティ政策室様、情報電子標準化推進室様のほか、内閣サイバーセキュリティセンター様、個人情報保護委員会様等の方々と意見交換を行い、当該技術の健全な市場普及や標準化等に関する秘密分散法コンソーシアム(*1)にも情報共有しております。

最近では国内自治体等の事例も出始め、海外からの問い合わせも出てきました。知財立国や IT 立国日本の一事例としても、広く社会に貢献すべく海外にも事例構築等を実施していくことを検討中です。

*1:秘密分散法コンソーシアム(<http://www.sss-c.org/>)

2、弊社 GFI 電子割符概要

弊社技術の特徴は、処理の指示の度に生成されるゴミの情報を対象となる電子データに加え、乳化し更にビットレベルで分割し、複数の塊(割符ファイル)に処理の都度異なる割り振り方で分散するところにあります。

デジタルデータとしては、原理的なレベルでデータ破壊されることとなり、復元に至らない数の割符ファイルからは原本情報を復元できません。

直近の外部評価(国立研究開発法人産業技術総合研究所、*2)の評価報告では、「~こうした攻撃者に対する安全性という観点に限れば、電子割符技術の安全性は暗号技術の標準的安全性レベルを大きく上回っている(現時点での安全性

Global Friendship Inc.

評価で得られている内容に限るならば、十分な情報理論的安全性を持っていると考えられるレベルにある」と解釈することができる。」との報告がなされており、今回は、過去の輸出令別表第1の9(9)(省令第8条第十一号)情報セキュリティ(秘密保護機能を有する情報通信システム)の解釈に記載されていた「情報通信システム又はその部分品であって、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの」に該当する可能性があるものとして、現在削除されている条項であるが、敢えて確認を行うこととしたもの。

なお、本技術は今後の量子コンピュータや AI の普及等も視野に入れ有用なセキュリティの基礎技術と言えます。当然ながら、復元に至らない数の割符ファイルは原本情報が復元できませんので、プライバシー保護や企業秘密等の管理等でも大きく貢献できます。

*2:[2015.12.26]産総研様との共同研究の第二期結果概要報告

http://www.gfi.co.jp/01news20151226_393.html

3、技術輸出に関する前回までの(04月20日と05月25日)確認内容

- ①現時点明確な弊社技術に対する規制等はない
- ②キャッチオール等自主的に該非判定等が必要で、事前に貨物マトリクス表等の記載事項を確認し、その解釈等で不明確な点等がある場合は事前に本省の当課で確認する
- ③上記②の確認等で申請対象と判断した場合には、東京通商事務所で申請に向けた調整等を行う
- ④技術(役務)であるが、貨物マトリクス表にて先ずは確認することとなったので、対象となり得る以下の条項等を次項にて確認する
(下記内容で問題点あればご指摘ください)
 - i : 第8条9-イ(一)
 - ii : 第8条9-エ
 - iii : 第8条10-ロ

上記①～④に関しては、前回までに下記内容で問題ないことを確認済み。

なお、05月25日時点では、技術そのものをそのまま輸出するのではなく、利用目的が明確で、他の用途への容易な転用等ができないような、安全な商品・サービスとすることで概ね問題はないと考えられるとの回答を得た。

- ⑤05月25日打ち合わせで、追加として「通信」に関するチェックすることのアドバイスを受けたので、①～④同様輸出例及び貨物等奨励のマトリクスの9項通信を追加でチェックした。

(項番4、5の詳細確認内容は削除)

6、上記確認内容の情報共有等に関し、

上記確認内容に関し、現時点特段問題ないものと考えられる。との認識が得られたことから、健全な当該技術の標準化と社会普及活動に利活用します。

具体的には、当該確認内容を秘密分散技術(電子割符)の健全な市場普及と技術標準化を推進する秘密分散法コンソーシアムに本確認内容を情報提供し、その会員や当該技術市場等に対し、基礎技術である秘密分散技術(電子割符)そのものを野放図に輸出することは社会安全保障上の観点から回避することとし、最終利用者等がその機能や目的を容易に変更できないような安全な商品・製品化を行うことを基本とするよう方向性を示すこととした。

また、当該技術や当該技術を実装した商品・製品等を輸出する際には事前にしかるべき窓口等で輸出に関する相談を行うよう、当該技術供給者や当該技術を利用した商品・製品等を市場供給する会社等に周知します。

なお、一般向けの上記周知等の資料を作成する場合には、その内容を事前に貿易審査課様にご確認いただくこととした。

以上。